

令和3年9月8日

保険薬局開設者及び管理薬剤師 各位

公益社団法人新潟県薬剤師会
会長 荻野 構一

「新潟県内の薬局における電話等による服薬指導等の実施状況に関する
報告のお願いと請求手続きについて（令和3年度版）」の一部改正について

平素より、当会運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対し、薬局が薬剤を配送等する費用を国が支援する「薬局における薬剤交付支援事業」が令和4年2月末日分まで延長されたことについては、令和3年4月16日付でお知らせし、事業の実施に当たっては「新潟県内の薬局における電話等による服薬指導等の実施状況に関する報告のお願いと請求手続きについて（令和3年度版）」により運用いただいているところです。

この度、日本薬剤師会が示す「事業の実施に当たっての留意点」の一部が下記のとおり改正され、自宅および宿泊療養施設に薬局の従事者が薬剤を持参した場合の補助額が引き上げられました。

貴薬局におかれましては、今後は改正後の別紙「新潟県内の薬局における電話等による服薬指導等の実施状況に関する報告のお願いと請求手続きについて（令和3年度版）」をご確認いただき、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

記

【改正の内容】

補助額…新型コロナウイルス感染症患者（自宅または宿泊療養）

500円から **3,000円に引き上げ**（本年9月1日実施分より適用）

【改正の理由】

現在、首都圏等において、自宅療養・宿泊療養の対象として想定されていた軽症者のみならず、高用量ステロイド剤の早急な投与が必要となるような状態の患者が自宅や宿泊施設で療養するケース等が増加している状況から、夜間や休日を含め即時的・緊急的に薬剤師が患者の自宅や宿泊施設に薬剤を届ける必要があり得ること踏まえたもの。

公益社団法人新潟県薬剤師会 事務局

担当：長谷川、齋藤、林

TEL 025-281-7730、FAX 025-281-7735

E-mail bungyou@niiyaku.or.jp